

阿久比町パブリックコメント手続に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する基本的事項を定めることにより、町民等の町政への参加の促進を図るとともに、町民等に対する説明責任を果たし、公正公平で開かれた町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、町の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容その他必要な事項を町民等に公表し、町民等から政策に対する意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）の提出を受け、その寄せられた意見等に対する町の考え方を明らかにするとともに、当該意見等を考慮し本町としての意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び水道事業管理者の権限を行う町長をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 本町に対して納税義務を有する個人及び法人
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるものについて、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 町の基本的な施策の計画等の策定又は改定
- (2) 町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合はパブリックコメント手続を実施しないものとする。

(1) 迅速又は緊急を要するもの

(2) 法律等の改正に伴い連動して改正される事項及び軽微なもの

(3) 法令その他の規定により縦覧及び意見聴取の手続が定められているもの

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの

(5) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準じる機関が、報告又は答申を行ったもの

（公表時期及び公表資料）

第4条 実施機関は、第3条第1項各号に規定するもの（以下「計画等」という。）の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の素案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の素案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の素案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

（公表方法）

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 町ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

2 前項各号に定めるもののほか必要な場合は、町広報紙へ掲載し、公表の周知に努めるものとする。

3 実施機関は、前条の規定による公表を行うときには、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

（意見等の提出）

第6条 実施機関は、町民等が計画等の素案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1月程度を目安として提出期間を定めるものとする。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子メール
- (2) ファクシミリ
- (3) 郵便
- (4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が認める方法

3 意見等を提出しようとする町民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、意見等を提出した個人又は法人の氏名、名称等の個人又は法人の属性に関する情報を公表する場合には、計画等の素案を公表するときその旨を明示するものとする。

（意見等の取扱い）

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する町の考え方を公表するものとし、当該計画等の素案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。

3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとする。

4 第2項の規定による公表の方法については、第5条第1項及び第2項の規定を準用する。

（実施状況の把握）

第8条 町長は、パブリックコメント手続を実施している案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、町ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限及び計画等の素案の入手方法並びに問い合わせ先を明記するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある計画等で、町民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定は適用しない。